

都市計画法手数料（開発許可関係）

令和7年10月1日現在

区 分	面積等	手数料（円）
開発行為許可申請（法第29条）		
自己居住用 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する 目的で行う開発行為の場合	0.1 ha未満	8,600
	0.1 ha以上 0.3 ha未満	22,000
	0.3 ha以上 0.6 ha未満	43,000
	0.6 ha以上 1.0 ha未満	86,000
	1.0 ha以上 3.0 ha未満	130,000
	3.0 ha以上 6.0 ha未満	170,000
	6.0 ha以上 10.0 ha未満	220,000
	10.0 ha以上	300,000
自己の業務用 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設 の用に供する目的で行う開発行為の場合	0.1 ha未満	13,000
	0.1 ha以上 0.3 ha未満	30,000
	0.3 ha以上 0.6 ha未満	65,000
	0.6 ha以上 1.0 ha未満	120,000
	1.0 ha以上 3.0 ha未満	200,000
	3.0 ha以上 6.0 ha未満	270,000
	6.0 ha以上 10.0 ha未満	340,000
	10.0 ha以上	480,000
上記以外 その他の場合	0.1 ha未満	86,000
	0.1 ha以上 0.3 ha未満	130,000
	0.3 ha以上 0.6 ha未満	190,000
	0.6 ha以上 1.0 ha未満	260,000
	1.0 ha以上 3.0 ha未満	390,000
	3.0 ha以上 6.0 ha未満	510,000
	6.0 ha以上 10.0 ha未満	660,000
	10.0 ha以上	870,000
開発行為の変更許可申請（法第35条の2）		下記※参照
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請（法第41条第2項ただし書）		46,000
予定建築物の変更許可申請（法第42条第1項ただし書）		26,000
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の許可申請 （法第43条）	0.1 ha未満	6,900
	0.1 ha以上 0.3 ha未満	18,000
	0.3 ha以上 0.6 ha未満	39,000
	0.6 ha以上 1.0 ha未満	69,000
	1.0 ha以上	97,000
地位承継承認申請 （法第45条）	1ha未満の自己の業務用	1,700
	1ha以上の自己の業務用	2,700
	その他	17,000
開発登録簿写しの交付（法第47条）		470

※ 次に掲げる金額を合算した金額。

ただし、その金額が八十七万円を超えるときは、八十七万円とする。

イ 開発行為に関する設計の変更(□のみに該当する場合を除く。)開発区域の面積(□に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ1の金額の欄に規定する金額に十分の一を乗じて得た金額

□ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更新たに編入される開発区域の面積に応じ1の金額の欄に規定する金額

ハ その他の変更 一万円